

○鳴沢村マスコットキャラクターの着ぐるみ貸出要綱

平成28年3月7日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴沢村マスコットキャラクター「なるシカくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すことにより、鳴沢村及び鳴沢村マスコットキャラクターを広くPRするため、着ぐるみの貸出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象等)

第2条 村長は、業務に支障を及ぼさない限度において、次に掲げる者が企画又は実施するイベント等で、適当と認められるものに着ぐるみを使用させることができる。

(1) 村内在住、在勤、村内で活動するグループや団体及び企業

(2) その他村長が適当と認める者

2 貸出期間は、原則として貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(貸出申請)

第3条 着ぐるみの貸出を希望する者は、着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出を受けようとする日の前2月前から7日前までの期間に提出しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出承認)

第4条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出承認書（様式第2号）により承認するものとする。

(1) 鳴沢村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他、管理上支障があるとき。

2 前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(貸出料)

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 着ぐるみ1体につき、補助者を1名付けること。

(4) マスコットキャラクターのイメージを保つため、着用中は声を出さないこと。

また、公衆の面前での着脱は行わないこと。

(5) その他、村長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消等)

第7条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、村長はその承認を取り消すとともに、以後の貸出は承認しない。

2 村長は、申請者が前項の処分によって損害が生じても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、村長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害が生じることがあっても、村は一切その責めを負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年訓令第6号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

鳴沢村長 様

申請者 住所 _____
団体名 _____
氏名 _____
電話 _____

下記のとおり、鳴沢村マスコットキャラクター「なるシカくん」の着ぐるみを借受けたいので、申請します。

記

イベント名	
イベント内容	
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時
使用場所	
借用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
借受希望日時	年 月 日 () 午前・午後 時
返却予定日時	年 月 日 () 午前・午後 時
連絡先	(担当者) (電話)

※イベント内容の分かる資料等を添付してください。

着ぐるみの貸出については、「鳴沢村マスコットキャラクターの着ぐるみ貸出要綱」に従います。
また、貸出の諸条件に違反した場合又は村長が必要と認めた場合は、貸出方法の変更または承認の取消しを受けても異議はありません。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（令 4 訓令 6 ・一部改正）

様式第 2 号（第 4 条関係）